

西念寺本類聚名義抄における増補と脱漏

— 異本注記の有無について — (九)

小林 恭治

そのいずれかを偏とし、《卒》を旁とする漢字で、資料B-38の各写本の第1標出漢字に共通している注記「エ(音)信」と「トフ」に対して、内容的に一致するものが確認できない。

そこで、改めて「𠂔」字を見ると、右で、偏に相当すると思われた《イ》と、旁と思われる《卒》の字画とが接近していて、一部、両者の字画が接触してしまっているように見えないこともないことに気づく。

すなわち、傍の《卒》の《十》の部分の横画《一》の入筆の形が、楷書の三折法における起筆の形式にしたがって、《、》を書くように入筆しているように見えるのであるが、この入筆部分の《、》のように見える部分が、実は《一》の入筆部ではなく、その左側に位置している、偏の字画の一部であるとすれば、この書き崩された偏の字画は、《イ》と、さらにその右の《、》とからなる《ト》である可能性が考えられる。

その場合、《ト》と記されそうな楷書体の偏としては、《ト》が考えられ、それを偏とする「𠂔」字は実在するのであるが、「𠂔」字においても、「エ(音)信」や「トフ」の記述と内容的には一致しないのである。

そもそも、西念寺本の「𠂔イ」の「𠂔」字のように、書き崩された漢字の楷書体を確認できなくなる原因としては、一般的には、「楷書体だったものを転写する際に、極端に書き崩したり、我流で書き崩した」というケースが考えられるが、他にも、「底本で正しく書き崩されていたものを、後の転写者が理解不足で、社会的に認知されない形に誤記した」というケースや、さらには、「すでに、楷書体の段階で社会的に認知されない形に誤記されていたものを、後の転写時に書き崩した」などのケースも考えられる。そして、転写が重なることで、それらのケースが複合する場合も考えられると、誤記の可能性を含めることは、変化の可能性が無限になり、推測される楷書体の候補も無数になってしまう。

そこで、本稿では、単純な誤記の要素を含めたケースを考察する前に、「𠂔イ」が記されている状況に即した候補を推測することで、より現実的な候補を推測しようと思う。具体的には、異本注記「𠂔イ」の周辺に記されている漢字の中から、「𠂔」字の楷書体の推測に資すると期待されるものについて考察することと、候補を推測したいと思う。

まず、資料B-38において、「𠂔イ」が記されている西念寺本の第1番目の標出漢字「迅」は、《凡》と《九》の字画によって構成されているが、これに対応する観智院本・高山寺本の第1番目の標出漢字「迅」は、西念寺本で《凡》としている箇所を、《九》と《、》で構成した《九》としている。この相違に

ついては、どちらかの写本において、近隣の、別の項目の漢字が誤入したのではないかとすることも考えられるが、三写本とも、この項目の周辺の標出漢字の配列順序に変化はなく、西念寺本、観智院本・高山寺本において、近隣の別の標出漢字が誤入したという可能性はない。

ゆえに、《凡》と《九》の相違は、名義抄編纂当初には同字体であったはずの漢字が、何らかの理由で変形した結果、差異が生じたためと考えられるが、問題は、どちらが当初の字体を伝えているのかということである。

そこで、資料B-39に、資料B-38の名義抄と関連すると思われる龍龜手鑑の項目を示した。

資料B-39

龍龜手鑑 (入聲巻第四・定部第十六)		
朝鮮版	宋版	高麗版
迅 音信	迅 俗私閨切疾也 迅 私 又音信三	迅 俗 迅 三正私一也又音 閨反疾一信三
迅	迅	迅 二俗

資料B-39の、例えば、高麗版の記載状況を見ると、その第1標出漢字「迅」は、《九》と《、》の字画から構成されており、その字形は、資料B-38の名義抄の観智院本・高山寺本の第1標出漢字と同じであるように見える。

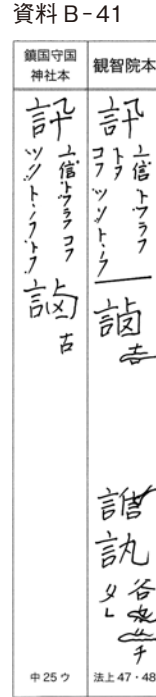
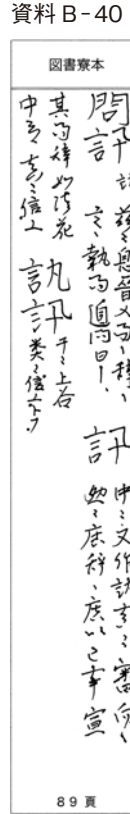
また、高麗版の「迅」字には、「俗」の注記のみが付されているが、第2標出漢字「迅」と第3標出漢字「迅」の項目には、「二正 私閨反 疾也 又音信 三」とあり、その「二正」と「三」の注記から、高麗版の三つの標出漢字は、互いに異体字の関係にあると認識されていたことがわかる。

とすれば、第2、第3標出漢字「迅」「迅」における字音・字義の記述は、第1標出漢字「迅」に対しても共通していることになるから、第2、第3標出漢字「迅」「迅」の「又音信」は第1標出漢字「迅」にも当てはまることになる。

ゆえに、高麗版の「又音信」は、資料B-38の名義抄の各写本の第1標出漢字の項目に「エ(音)信」とあることと一致し、字形の他に漢字音も一致するということから、訓注記「トフ」に相当する記述が高麗版に見えないものの、資料B-38の名義抄の第1標出漢字と、資料B-39の龍龜手鑑の高麗版の第1標出漢字は同じ漢字を記していると考えてよいと思われる。

そして、資料B-39の龍龜手鑑の三本において、高麗版の第1標出漢字「迅」の字形については、宋版、朝鮮版とも同様で、また、高麗版の第1標出漢字

国神社本において記載が見えるので、資料B-40、41に、それぞれ示した。



資料B-40に示したように、図書寮本^(註)には、「問評」「評」「誦評」の三つに、西念寺本の「谷訊字」の「訊」字に相当する漢字を含む項目が見えるが、残念ながら、それら三項目の注記の中には、資料B-38の第1標出漢字である観智院本高山寺本の「迅」、もしくは西念寺本の「迅」を初めとして、その他、「迅」の字画を有する異体漢字との関係を示す記述は見えない。

また、資料B-41の観智院本の第1標出漢字「評」の項目、鎮国守国神社本の第1標出漢字「評」の項目、およびそれらに続く関連項目においても、「迅」「迅」などの「迅」の字画を有する異体漢字との関係を示す記述は見えない。

ところで、資料B-38の西念寺本の「谷訊字」の「訊」字は、傍の《凡》の初画の《フ》が、《十》を包み込むように大きく記されて、《フ》の終筆部の高さが、偏である《言》の《口》の3画目《一》の高さまで降りてきているのに対して、資料B-40の図書寮本の二つ目の「問評」と三つ目の「誦評」の「評」字の傍においては、初画の《フ》の終筆部の高さが、《十》の横画《一》の終筆部と同じ高さに留まっている。二つ目の標出漢字「評」においても、ほぼ同様である。但し、厳密には、一つ目と三つ目の「評」字では、その傍の初画が《フ》であるのに対して、二つ目の「評」字では《フ》になって、「反り」と「折れ」の相違がある。

そこで、特に、傍《凡》の初画《フ》の形と《十》との位置関係に着目して、資料B-38の西念寺本の「谷訊字」の「訊」字に対する観智院本、高山寺の様子を見ると、観智院本の《評》字は、《フ》の終筆部が《十》の横画《一》よりも上に位置しており、高山寺本の《評》字は、その観智院本の《フ》の終筆部を撥ねない《フ》としていることがわかる。

右のような、傍の、いわゆる《凡》の《フ》の形や、それと《十》との位置

関係の相違が西念寺本における異本においても存在し、異本対照者がその点に着目したとすれば、その相違を異本注記として記すということは考えられないであろうか。

さて、ここで經典釈文^(註)に着目したい。ここで經典釈文に触れるのは、經典釈文が資料B-38の名義抄の第2標出漢字、いわゆる「迅」字における類音注記「上(音)峻」の出典である可能性が考えられるからである。

表B-38 a 經典釈文における「迅」字に関する項目

標出項目	注記	所在	索引
① 迅成	音信又蘇俊反	卷第五・毛詩音義・上・二十一・ウ	63-21b-6
② 迅疾	音峻	卷第六・毛詩音義・中・二十・ウ	80-20b-2
③ 迅雷	音峻又音信	卷第十二・礼記音義・之二十九・ウ	189-19b-8
④ 迅風	音信又音峻疾也	卷第十六・春秋左氏音義・之二十一・オ	234-1a-8
⑤ 迅雷	音信又音峻	卷第二十四・論語音義・十二・オ	350-12a-9
⑥ 迅	音信又音峻	卷第二十九・爾雅音義・上・四・ウ	408-4b-7
⑦ 迅	音信又音峻	卷第三十・爾雅音義・下・十六・オ	431-16a-10
⑧ 迅	音信又音峻	卷第三十・爾雅音義・下・二十三・ウ	435-23b-5
⑨ 奮迅	音信又音峻	卷第三十・爾雅音義・下・二十九・オ	438-29a-5

表B-38 aに示したように、經典釈文の標出項目には、いわゆる「迅」字に関するものが①～⑨の9例あり、その中の①を除いた②から⑧の8例に、「迅」字の漢字音を「峻」で説明する類音注記が見える。これは、例えば、資料B-38の観智院本の第2標出漢字「迅」の項目において、類音注記「上峻」とあることと一致し、「上峻」の出典が表B-38 aの②から⑧のいずれかである可能性が考えられる。

ところで、その名義抄の、資料B-38における第2標出漢字、いわゆる「迅」字の項目を編集する際に、参照した可能性が考えられる經典釈文の表B-38 a

の9例の標出項目に記されている『迅』字自体においても、その《𠂔》に相当する箇所の字画構成に、先の名義抄の写本間で存したような相違が見られるのである。

そこで、表B-38-aにおける標出項目の、いわゆる『迅』字の《𠂔》に相当する箇所の字画構成の相違点を整理するために、表B-38-aから表B-38-bを作成した。その際に、次の三つの基準にしたがった。なお、表中の「番号」①～⑨は、表B-38-aの用例番号に基づいている。

〔基準1〕いわゆる《𠂔》の《𠂔》の「反り」の部分の長さにより、A～Eの5段階に分けた。

A、《𠂔》に相当する字画が、《十》の上に冠のように乗ってしまふもの。

B、《𠂔》に相当する字画の終筆部の位置が、《十》の横画《一》と同じ高さまで降りるもの。

C、《𠂔》に相当する字画の終筆部の位置が、《十》の横画《一》より、わずかに下がる高さまで降りるもの。

D、《𠂔》に相当する字画の終筆部の位置が、《十》の縦画《丨》終筆部の高さよりもわずかに高い位置にまで降りるもの。

E、《𠂔》に相当する字画の終筆部の位置が、《十》の縦画《丨》の終筆部と同じ高さにまで（下まで）降りるもの。

〔基準2〕いわゆる《𠂔》の《𠂔》の「反り」の形が《𠂔》「折れ」(折)か、《𠂔》「反り」(反)かの二つに分けた。

〔基準3〕いわゆる《𠂔》の《𠂔》の終筆部の「撥ね」の有無について、「有り」(○)「無し」(×)の二つに分けた。

表B-38-bに示したように、經典釈文の『迅』字を分類したところ、「基準1」においては、AからDのタイプが見られるが、Eタイプの用例は見られなかった。

なお、この分類にしたがうと、資料B-38の観智院本と西念寺本の第2標出漢字「迅」字は、①⑤⑦のDの「反」で「撥ね」ありのタイプに相当し、高山寺本の「迅」字は、經典釈文とは「反り」の形がやや異なるが、③のB・「反」で、終筆部を撥ねないタイプに相当する。

ところで、名義抄の写本間のみならず、經典釈文という一資料の中において

表B-38-b 經典釈文の標出項目における「迅」相当字の字画構成

D	C		B	A	折・反	撥ね	『迅』	特徴	番号
	反	折	反	折					
×	○	×	×	○	×	○	迅	《𠂔》が、《十》の上に冠のように乗ってしまふもの。また、その終筆部を撥ねる。	②
×	○	×	×	○	×	○	迅	《𠂔》の終筆部の高さが、《十》の横画《一》と同じくらいの高さにまで降りるもの。ただし、その終筆部を撥ねない。	③
×	○	×	×	○	×	○	迅	《𠂔》の終筆部の高さが、《十》の横画《一》より、わずかに下がる位置にまで降りるもの。また、その終筆部を撥ねる。	⑧
×	○	×	×	○	×	○	迅	《𠂔》の終筆部の高さが、《十》の縦画《丨》終筆部よりもわずかに高い位置にまで降りるもの。また、その終筆部を撥ねる。	① ⑤ ⑦
×	○	×	×	○	×	○	迅	同右。ただし、その終筆部を撥ねない。	④

も、こうした字形の「ゆれ」が見えるということは、筆者・編者の一個人としての字体認識ではないのではないかという疑いがある。

そこで、「漢字字体規範データベース」で『迅』字を検索したところ、18種の資料がヒットした。その添付画像から知られる各字形を、先の〔基準1〕～〔基準3〕にしたがって分類したものを表B-38-cに示した。

表B-38-cの分類は表B-38-bの分類にしたがっているが、ここでも〔基準1〕のEタイプは見られなかった。

表B-38-cでも、いわゆる『迅』字の《𠂔》の《𠂔》の「反り」が、AからDへ進むにしたがって、次第に終筆部が下がるように配列しているが、各資料の成立年代においても、最初に、《𠂔》を《十》の上に冠するAのタイプが成立し、時を経るにしたがって《𠂔》の終筆部が下がるようになる傾向が見受けられる。

これは資料B-38の名義抄の第2標出漢字において、高山寺本が〔基準1〕

	折・反	撥ね	『迅』	中国 (C)	朝鮮 (K)	周辺地域 (X)	日本 (J)
A	折	×	迅	● 5・P2160・M・敦煌南北朝・至徳四年 (586) [1]			● 64・五一續向・M・奈良五月一日経・天平十一年 (740) [1]
		○	迅			● 111・大和寧6・M・大和寧 (渤海?)・9-10C [1]	
	反	×	迅	● 32・正見178・M・盛唐 [1]		● 115・契丹演義・P・契丹版 [3]	
		○	迅	● 37・開成論語・P・開成石經・開成二年 (837) [1]			
B	折	×	迅	● 16・S84・M・初唐宮廷写経・咸亨二年 (671) [1]			● 67・景雲勝軍・M・奈良・神護景雲二年 (768) [2]
		○	迅				● 86・鴨脚紀2・M・日本書紀・嘉禎二年 (1236) [2]
	反	○	迅		● 110・再麗華6・P・韓国資料・13C (1300) [2]		
C	折	×	迅				● 68・景雲悲芬・M・奈良・神護景雲二年 (768) [1] ● 87・兼方紀2・M・日本書紀・弘安九年 (1286) [2]
		○	迅				● 93・勅版紀2・P・日本書紀・慶長四年 (1599) [2]
D	折	○	迅				● 96・慶長紀2・P・日本書紀・慶長十五年 (1610) [2] ● 102・寛九紀2・P・日本書紀・寛文九年 (1669) [2]
	反	○	迅	● 44・宋般若京・M・宋写・元祐五年 (1090) [1]			
他	-	-	迅	● 29・S2423・M・盛唐・太極元年 (712) [1]			

表B-38c 漢字字体規範データベースにおける『迅』字の字体

⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿		
評也	詠之	嘗評	振評	而訊	執評	評疾	奮訊	其訊	以評	訊之	三評	執評	用評	詠之	執評	執評	評	評之	奮訊	評												
音信	本又作訊音信問也	音信上問下曰評	音信又音峻本亦作迅	音信問也	音信	音信	本又作迅音信	字又作評音信問也	本又作評音信注同	音信	音信	音信言也字又作讀又作評並同	音信徐息悻反告也又音悻	本又作評音信問也	音信	音信辭也言也	音信本又作逆同	評諫也	本又作評音信徐息悻反告也韓詩	音信又音峻字又作迅同	音信											
義・上中・十二・才	卷第二十九・爾雅音義・下・二十六・ウ	卷第二十八・莊子音義・下・二十六・ウ	卷第二十一・春秋公羊音義・十六・才	卷第二十一・春秋公羊音義・十・才	卷第十九・春秋左氏音義・之五・二十四・ウ	卷第十六・春秋左氏音義・之二十九・才	卷第十三・禮記音義・之三・五・ウ	卷第十三・禮記音義・之三・四・才	卷第十三・禮記音義・之三・二・ウ	卷第十一・周禮音義・之二十四・才	卷第九・周禮音義・下・十二・ウ	卷第九・周禮音義・下・十一・才	卷第七・毛詩音義・下・六・才	卷第六・毛詩音義・中・二十二・才	卷第六・毛詩音義・中・二十・才	卷第六・毛詩音義・中・十五・才	卷第六・毛詩音義・中・十二・才	卷第六・毛詩音義・中・六・才	卷第六・毛詩音義・中・二・才	卷第六・毛詩音義・上・十一・ウ	卷第五・毛詩音義・上・十一・ウ	卷第四・尚書音義・下・九・ウ										
412-12a-7	402-26b-2	313-16a-3	310-10a-2	286-24a-11	243-19b-5	197-5b-4	196-4a-5	195-1b-10	173-24a-11	131-12b-8	131-11a-8	92-6a-6	81-22a-2	80-20a-8	78-15a-8	76-12a-5	73-6a-1	71-2a-8	58-11b-6	49-9b-9												

表B-38d 經典釈文における『訊』に関する項目

のBに相当し、観智院本・西念寺本がDに相当していることと矛盾しない。右の『迅』字の《丸》の字画に関する状況を踏まえた上で、次に、西念寺本の「谷訊字」の「訊」字の、いわゆる『訊』字についても、經典釈文の様子を確認することとする。

表B-38-dに示したように、經典釈文の標出項目には、いわゆる『訊』字を含む項目が①〜⑫の21例見える。

そして、表B-38-dの標出項目に見える21例の『訊』字に相当する漢字においても、傍の字画に「ゆれ」が見られるので、先の『迅』字の表B-38-bの基

他		E	D	C		A		折・反
-	-	反	反	反	○	○	×	○
-	-	○	×	×	○	○	×	○
訊	訊	訊	訊	評	評	評	評	評
・旁を《丸》とし、その終筆部を撥ねない。	・旁を《丸》とし、その終筆部を撥ねる。	・《し》の終筆部の高さが、《十》の縦画《一》の終筆部と同じ高さにまで降りるもの。また、その終筆部を撥ねる。	・《し》の終筆部の高さが、《十》の横画《一》より下がるが、縦画《一》の終筆部より高い位置にまで降りるもの。ただし、その終筆部を撥ねない。	・同右。ただし、その終筆部を撥ねない。	・《し》の終筆部の高さが、《十》の横画《一》より、わずかに下がる位置にまで降りるもの。また、その終筆部を撥ねる。	・《し》が、《十》の上に冠のように乗ってしまふもの。また、その終筆部を撥ねる。	・同右。ただし、その終筆部を撥ねない。	・《し》が、《十》の上に冠のように乗ってしまふもの。また、その終筆部を撥ねる。
⑦	⑳	⑬ ⑭ ⑮	⑪	⑩ ⑯ ⑰	⑫ ⑱	① ⑫	③ ④ ⑤	⑥ ⑧ ⑩ ⑫
								特徴
								番号

表B-38-e 經典釈文の標出項目における『訊』相当字の字画構成

準にしたがって、分類したものを表B-38-eにまとめた。表B-38-bの『迅』字の場合と同様に、表B-38-eの『訊』字にも《し》と《十》との位置関係に「ゆれ」が存在する。Eタイプが出現するのは、『訊』字が《し》でないためと思われる。

表B-38-eではAタイプが9例見え、傍の《し》《十》《し》が、《十》の上に冠のように位置するタイプの存在が確かであることがわかる。

なお、資料B-38の観智院本の「評」字は、Aの「反」で「撥ね」ありのもの、高山寺本は、その「撥ね」のないものに相当し、西念寺本の「訊」字は、Eに相当する。

因に、『訊』字についても、「漢字字体規範データベース」で検索したところ、9例の資料がヒットした。その添付画像から知られる各字形を、先の「基準1」(「基準3」)にしたがって分類したものを表B-38-fに示した。

表B-38-f 漢字字体規範データベースにおける『訊』字の字体

	折・反	撥ね	『訊』	中国 (C)	字書 (Z)
A	折	×	評	●16・S84・M・初唐宮廷写経・咸亨二年 (671) [2]	
C	反	×	評	●27・漢書楊雄・M・初唐 [1]	
		○	評	●51・法藏和尚・P・南宋版・紹興十九年 (1149) [1]	●119・干祿文化・P・江戸後・文化十四 (1817) [正]
他	-	-	訊		●44・宋徽宗京・M・宋写・元祐五年 (1090) [1]
			訊		●17・宮廷今西・M・初唐宮廷写経・咸亨二年 (671) [2]
			訊		●119・干祿文化・P・江戸後・文化十四 (1817) [俗]

表B-38-fは用例数が少ないので、表B-38-cの「迅」字の場合と異なり、傾向について言及することは難しいが、《札》の字画構成において、やはりAタイプが古くから存していたことは、「迅」字の場合と同様であったのではないかと思われる。しかし、「訊」字においては、《十》の上の字画を《九》とする例は見られない。

さて、以上、見てきたように、いわゆる《札》という字画は、《九》においても《言》においても《十》の上に《ㄣ》に相当する字画を冠する形が古くから存在していたことが分かる。

とすれば、資料B-38の西念寺本の「谷訊字」の「訊」字が、その傍である《札》の初画を《ㄣ》とし、《十》を覆うように、その終筆部の位置を下に降ろした、比較的新しい字体であることに對して、西念寺本の異本では、その初画を《ㄣ》とし、《十》の上に冠のように乗せている字画構成だったとすれば、それは、比較的、古い字体であったことになり、異本では、その古い字体の「評」字が記されていたとは考えられないであろうか。そこで、西念寺本の異本注記「啐イ」が意味するところは、

〈推測2〉西念寺本の異本では、「訊」字を「評」のように記している。

ということを示しているという案が考えられる。

しかし、この場合、西念寺本の異本注記「啐イ」の「啐」字の傍は《卒》であり、《十》の上の字画が《九》であることに對して、〈推測2〉の「評」字では《ㄣ》となることになり、《ノ》の字画がないことで、画数が合わなくなる。

西念寺本の異本注記「啐イ」が対象とする「谷訊字」の「訊」字が、観智院本で《評》、高山寺本で《評》字とあって、終筆部の「撥ね」の有無は別として、傍の初画《ㄣ》《ㄣ》が《十》の横画《一》よりも上に位置していることからすれば、やはり、西念寺本の異本注記「啐イ」には、その点を指摘したものであつて欲しいところではあるが、《九》と《ㄣ》の差異は認めなければならぬであろう。

ところで、經典釈文の「訊」字について、先に表B-38-dを示したが、その標出項目に対する注記の欄を見ると、③・⑨・⑫・⑬において「又作評」の記述が共通して見える。この「評」字の傍が《卒》であることからすると、「評」字の傍を《卒》とする異体字が存在し、西念寺本の異本においては、その「評」字が記されていたとは考えられないだろうか。

そこで、西念寺本の異本注記「啐イ」の意味するところは、

〈推測3〉西念寺本の異本では、「訊」字を「評」字のように記している。

ということを示していると考える案が考えられる。

つまり、「訊」＝「評」＝「評」という関係があり得るのではないかということであるが、これについては、まず、偏を《言》、傍を《卒》とする「評」が実在し、「評」字と異体字の関係にあることが、名義抄としては、観智院本・鎮国守国神社本において記されていることを、資料B-42に示す。また、同様の例が龍龕手鑑にも見えることを資料B-43に示す。

資料B-42

鎮国守国神社本	観智院本
評 ツククル ツククル 評 評 評 谷	評 ツククル ツククル 評 評 評 谷
中36ウ	仏上68・69

資料B-43

龍龕手鑑 (平聲卷第一・言部第三)		
朝鮮版	宋版	高麗版
評 正雖醉反言也詩云歌以 一止慈即反讓也二	評 正雖醉反言也詩云歌 以一止慈即反讓也二	評 正雖醉反言也詩云歌以 一止慈即反讓也二
評 ニ俗		

資料B-42の、例えば、観智院本では、一つ目の標出漢字「評」の項目の次に異体漢字が列記され、四つ目の標出漢字に傍を《卒》とする「評」字が見え、「谷」の注記が付されている。これは鎮国守国神社本でも同様である。

また、資料B-43の龍龕手鑑の高麗版では、一つ目の標出漢字に「評」字、三つ目に「評」字があり、高麗版と宋版では「評」字を「通」字として、ところを、朝鮮版では「俗」字としているものの、いずれも両者を異体字の関係であると認識している。

これらにより、「訊」＝「評」＝「評」の関係が成立する。

とすれば、資料B-38の西念寺本の「迅」の項目の「谷訊字」に對して付された異本注記「啐イ」は、異本対照に利用した写本では「評」字の異体字である「評」が記されていることを示しているという〈推測3〉が成立することに

なりそうではあるが、「𠂔イ」の「𠂔」字が書き崩されていることからすれば、異本に記されていたのは「𠂔」字ではなく、字画を省略しない「𠂔」字の方だった可能性も充分に考えられる。とすれば「𠂔イ」の意味するところは、本来、

〈推測4〉西念寺本の異本では、「訊」字を「𠂔」のように記している。

ということを示しているという案が考えられ、それが、後の転写作業により書き崩されたことよって、『𠂔』字が『𠂔』に変形したということも考えられる。但し、〈推測3〉の場合も、〈推測4〉の場合も、偏の《言》を《イ》もしくは《小》のように書き崩すことがあり得るかどうかが問題となる。

著しく書き崩せば《言》の字画を《一》や《し》のように一筆で記するまでに省略することも珍しくないようであるが、例えば、《し》の終筆部の「撥ね」の書きようで、《イ》もしくは《小》に変形するというのは、運筆上、《一》の左の《し》を書くという行為が不自然なように思われる。

しかし、『言』の字画を《し》や《し》のように二筆で記する場合に、例えば、『し』の初画の《し》と二画目の《し》が接触して《し》のように記された場合には、《し》から《し》への変化は可能性があるかもしれない。

以上、西念寺本の「𠂔イ」の「𠂔」字がどうい漢字を書き崩したものに於いて、推論を重ねてきた。

〈推測1〉は、「訊」字を「𠂔」、もしくは「𠂔」、『𠂔』と推測し、「𠂔」字の《卒》は、《卒》ではなく、『𠂔』と関係する《卒》と考えたが、『𠂔』もしくは《小》の部分を、『𠂔』の書き崩しと考えると無理があると考えた。

〈推測2〉は、「𠂔」字の《卒》は、『𠂔』の初画《し》が小さくなったものと考えたが、『𠂔』の《九》と、『𠂔』の《し》とでは、『𠂔』の上に位置する字画が、二画と一画となる点に問題があった。

〈推測3〉〈推測4〉は、「訊」=「𠂔」であるところから、「𠂔」の異体字に「𠂔」字が実在することを確認した。問題は、「𠂔」字の《し》もしくは《小》の部分を《言》と書き崩せるかどうかであったが、これは可能性があると考えた。

また、〈推測4〉については、『𠂔』から『𠂔』への変化は容易であるように思われるが、その前提として、先に『𠂔』から『𠂔』へ書き換えられた写本が成立している必要がある。一見、最も可能性が高そうに見える〈推測3〉〈推測4〉であるが、「訊」字と「𠂔」字との関係を認識していないと、この書き

換え自体が難しいように思われる。

最後に、「𠂔」字の《し》もしくは《小》の部分が《言》を書き崩したものと考えるかどうかという問題が存する点は、〈推測2〉の場合も同様であるが、この問題が右のように解決可能であるならば、〈推測2〉の段階で、『𠂔』を《卒》のようにする『𠂔』の例が知られていたならば、『𠂔』字の《𠂔》においても《卒》とするものを類推することで実現させるということは考えられないだろうか。

表B-38 dの経典釈文の②・④・⑭・⑱の注記に「又(亦)作𠂔(𠂔・𠂔)」などの注記があることから、『𠂔』字と『𠂔』字との関係が認識されていたことで、『𠂔』字において『𠂔』があるならば、『𠂔』字においても『𠂔』字が類推されることもあり得るかもしれない。

しかし、本来、『𠂔』字と『𠂔』字は別字であるから、実際に『𠂔』字から『𠂔』字が成立してしまつと、『𠂔』字の異体字である『𠂔』と字体が衝突することになってしまう。『𠂔』と『𠂔』の関係が認められているのだから、それは問題ではないとも言えるが、字音・字義の点で、重ならない部分もあるわけであるから、そこでの使い分けができなくなることになる。これは、『𠂔』字と『𠂔』字の使用の歴史と異体字関係とする認識の経緯を確認しなければならぬ問題であるが、その考察は今後の課題とする。

※紙面の都合により本稿を分載致します。以下続。

注記

(139) 「訊」字は、(5)の諸橋氏の大漢和辞典の883番「訊」に相当するものと思われる。

(140) (5)の諸橋氏の大漢和辞典において、傍の字画を《卒》もしくは《卒》とする漢字を探してみると、『𠂔』部に8937番「𠂔」、『𠂔』部に12225番「𠂔」、『𠂔』部に24739番「𠂔」、『𠂔』部に25131番「𠂔」が存するが、いずれも音・義の点で「上信」や「トフ」との関係が認められない。また、『𠂔』部と『𠂔』部には、傍を《卒》もしくは《卒》とするものが見当たらない。本来別字である「卒」字と「𠂔」字が異体字の関係であるように扱われ始めるのは、いつのことか資料を持ち合わせていないが、参考までに、平成25年10月1日現在の(138)の「漢字字体規範データベース」(HNG)では、22179「誠實論卷八」(敦煌南北朝・延昌三年(514)に漢字「卒」を「𠂔」とする用例が見える。

- (141) (5) の諸橋氏の大漢和辞典に10726番「倅」があり、その俗字として10381番「倅」がある。音は「スイ・ズキ」「シユツ・ジユチ」、訓は「うれへる・いたむ・なやむ・くるしむ・やつれる・かじける・しほむ」「うれへる・せがれ」とする。
- (142) 龍龕手鑑の「入聲卷第四・糸部第十六」による。なお、高麗版は(97)、宋版は(11)(96)、朝鮮版は(98)を参照。因に、朝鮮版においては、他の二本と項目の配列順が異なるほか、第3標出漢字「逸」の注記が「二俗」とあって、三つの標出漢字の正俗の關係が異なるなどの相違点が見える。
- (143) しかしながら、この《丸》とする「逸」字については、(5)の諸橋氏の大漢和辞典には記載がない。字体が類似するものとして、大漢和辞典に、《レ》と《丸》からなる8870番「逸」字の記載があるが、これは8870番「軌」の古字とされ、別字である。また、ここで西念寺本の方を「変形」として「誤り」としないのは、ここでの《凡》と《丸》の相違については、名義抄以外の典籍における転写の際にも発生するようで、「逸」字が西念寺本独自の特殊な字形とも言い切れず、《凡》と《丸》の間でゆれるケースが、名義抄以外にも多く見られる可能性が考えられ、変形後の字形が異体字として社会的に認識されることがあり得ないこともないという、特殊なケースである可能性が考えられるからである。例えば、(89)の白河本字鏡集(957頁)では西念寺本と同様の《凡》とする「逸」字の例が見えるが、その例を寛元本字鏡集(899頁)、天文本字鏡抄(128頁)では《丸》の「逸」字として、「ゆれ」がある。この「ゆれ」については、今後の課題とする。
- (144) ここの西念寺本の「上峻」の記載状況の解釈については、(2)のe2「西念寺本類聚名義抄の増補と脱漏 —観智院本にない漢字注記について— (二)」「鶴見大学紀要」第40号 第一部 国語・国文学編 平成15年3月)の第20項・資料16において触れた。
- (145) この観智院本の第2標出漢字「迅」と高麗版の第3標出漢字「迅」は、(5)の諸橋氏の大漢和辞典の38727番「迅」と38727番「迅」に相当するものと思われる。前者は二つ点の《レ》、後者は一つ点の《レ》である。その《凡》の字形において、観智院本と高麗版では相違していることについては、後に触れることとし、ここでは同字とした。また、参考までに、(5)の大漢和辞典の凡例において「字形は主として殿本康熙字典に準拠しているとするが、大漢和辞典の8870番「逸」における《凡》の《十》のは、《一》と《一》からなるが、(138)の康熙字典(西集下・糸部・三画)の「逸」字の場合は、縦画を、やや左下に払って《ノ》としている。
- (146) 龍龕手鑑において、高麗版の第2標出漢字「逆」の右上の字画を《凡》としている点は、朝鮮版でも同様だが、宋版の第2標出漢字「逆」では《丸》として、《レ》の始筆部が左に突出しており、微妙な差異がある。これは同じ字画を書く際の書き順の違いが版
- に影響したものかもしれないが、ここでは《凡》と《丸》の相違を問題としないこととする。なお、《凡》と《丸》の相違は、資料B-38の第1標出漢字において、西念寺本の「逸」と観智院本・高山寺本の「逸」が相違するケースと類似しているように思われる。
- (147) (122)の酒井憲二氏の論考参照。
- (148) 実際には、例えば、②「暹」、③「暹」、④「暹」、⑤「暹」は異体字として、項目としては一つにまとめられているが、ここでは、字画の類似性という視点のみで配列することで、j群とk群に分けた。
- (149) 西念寺本の「上同」については、(144)の拙論で触れた。その際には、資料B-39の龍龕手鑑や、この後に紹介する三つの標出漢字が異体字と考えられる資料が管見に入らなかったため、三者が異体字關係にあることを認めない記述をしているが、その誤認を訂正する。(144)の論の訂正については別稿に譲ることとする。
- (150) そこで、(140)と同様に、(5)の諸橋氏の大漢和辞典において、「倅イ」の「倅」の旁の字画を《凡》とした場合のものを採したが、《巾》部、《レ》部、《示》部、《禾》部、《車》部には対応しそうなものは管見に入らなかった。ただし、《木》部においては、12803番「訊」があり、その字音を「シン」とするが、これも声調と字義が合わない。
- (151) 資料B-40は図書寮本の89頁4〜5行目の關係箇所を示したもので、図書寮本の頁数は(15)の複製本による。因に「問訊」の注記は「茲云息晋又 問、 辞、 / 言、 執問通問曰、」、「訊」の注記は「中云又作訊 真云審向、 / 然云廣辞、廣以已 事宜 / 其問辞如法花 / 中云、 真云信、」。「訊」の注記は「干云上谷 / 類云信、トフ」と解した。
- (152) 因に、資料B-41の観智院本の「誦説」の項目は、鎮国守国神社本では佚文となっていることから、この項目は鎮国守国神社本の成立後に、増補された可能性が考えられる。
- (153) 本稿における写本などの状況を紹介する資料の作成にあたっては、各種複製本から臨写している。状況を再現することに努め、ポイントとなる箇所については特に留意しているが、敷衍してはないので、現状については各種複製本等を参照されたい。
- (154) 經典釈文の本文は通志堂本を底本とした黄坤堯・鄧仕傑「新校索引經典釈文」(學海出版社 中華民國77年6月)により、表B-38-aの「索引」は、それによる。
- (155) また、資料B-38の高山寺本に「又上信」の記述が見えないことからすれば、表B-38-aの②の「逆疾」項目が「音峻」のみであるところから、②を出典とした可能性が高いものと考えられる。なお、観智院本・西念寺本に見える「又上信」については、③の「迅雷」の「音峻又音信」から採取されたかもしれないが、資料B-39の龍龕手鑑にも「又音信」の記載が見えるので、典拠を断定できない。

(156) 但し、「基準1」から「基準3」の順列としては、 $5 \times 2 \times 2 = 20$ 通りのパターンがあり得ることになるが、用例のないものについては、表中に提示することを省略した。この方針については、以下の表B-38c、同e、同fの場合も同様とする。

(157) 「反り」か「折れ」かの判別については、反り方が滑らかで、角度的には鈍角に見える場合を「反り」とし、その他を「折れ」とした。もちろん、經典積文の中で、この区別が意識されたかは不明。また、「撥ね」の有無による弁別意識についても、実際には字体を区別する条件としては意識されていないのではないかと思われるが、ここでは經典積文の状況を尊重した。

(158) いわゆる「迅」字にEタイプが出現しない理由としては二つの理由が考えられる。一つは、《ㄣ》と《十》と《一》の字画構成上のバランスによる調整のためで、《十》の《一》は《ㄣ》の払い部分と接触しても形になるが、《ㄣ》が《一》の払い部分と接触するのは、字形のバランスが悪くなるとして、《ㄣ》の終筆部を《十》の《一》の終筆部よりも上にするためというもので、もう一つは、《ㄣ》の末尾の「払い」の箇所が終筆の手前で一旦沈み、終筆部でやや上方に筆が向かうのが一般的な《ㄣ》の運筆であるため、《ㄣ》の終筆部が、《一》の終筆部と接触しないように、やや上方で留めるためという考えである。どちらが考慮されているかは不明だが、いずれも字画構成を調えるためと思われる。

(159) (138) の「漢字字体規範データベース」(HNG) 平成25年10月1日現在による。資料に關する名称・成立年次の提示方法は(138)にしたがった。なお、『迅』字18例の中の一つは118番の『宋本玉篇』であるが、字形を示す画像が提示されないで、ここでは省略し、他の17資料によって作成した。

(160) ③と⑧に「徐息悻反」の記述があり、その中に(141)で触れた「悻」字が見え、《十》と《卒》とで構成される漢字であることが「悻イ」の「悻」との関係で注目されるが、これは字体注記ではないので無関係と考える。また、(5)の大漢和辞典の3524番『訊』項目では、經典積文の④の注記「本又作悻」を引いて『迅』字との関係を示している。なお、(154)の經典積文の⑦「訊之」の「訊」字と、⑩「訊之」の「訊」字には、校訂者による校合があり、両者ともに旁を《凡》とする「訊」字が注されている。

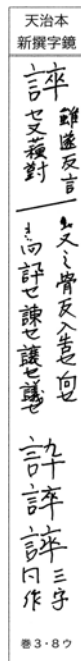
(161) 但し、平成25年10月1日現在、『訊』字の9例の中の6番の『駿河群書』と118番の『宋本玉篇』には字形を示す画像が提示されないで、ここでは、その2例省略し、他の7資料によって作成した。

(162) 因に、表B-38fの「他」のタイプの「訊」「訊」のような字形は、Aタイプからの直接的に変化したと考ええると、全くの別字であるように思われそうだが、間にB-Dの形を経由したと想像すれば、「他」のタイプの成立もさほど不自然なことではないよう

に思われる。

(163) (5)の諸橋氏の大漢和辞典の3525番に「許」字がある。しかし、その旁を《卒》とする異体字については記載がない。なおHNGでは平成25年10月1日現在、「許」字は検索にかからない。また、(5)の大漢和辞典の3524番『訊』項目では、經典積文の③の注記「本又作許」を引いて、『許』字との関係を示している。

(164) その他、(101)の天治本新撰字鏡(巻3・8ウ)にも類似の記述が見える。



また、(33)の三卷本色葉字類抄(上7オ)には、「諫」字を筆頭とする11種の漢字があり、その6番目に「許」字が見え、「諫」字の直後に「イサム」「又イアシム」、11番目の「叱」字の後に「已上同」「又勇也」の注記が存する。

